

大崎上島町猫の愛護及び管理に関する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

大崎上島町長

大崎上島町条例第27号

大崎上島町猫の愛護及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、動物愛護の意識を高めるとともに、環境衛生の保持を図るため、猫の適正な飼養等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 飼い主 猫を所有し、又は飼養する者をいう。

(2) 飼い猫 飼い主が所有し、又は飼養する猫をいう。

(3) 公共の場所 公園、広場、道路、河川その他の公共の用に供する土地をいう。

(町の責務)

第3条 町は、町民と協力し、この条例の目的を達成するため、必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(町民の責務)

第4条 町民は、前条に規定する町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(飼い主の責務)

第5条 飼い主は、猫の生態、習性等を理解し、愛情を持って飼い猫に接するとともに、飼い猫を終生飼養するよう努めなければならない。

2 飼い主は、飼い猫を適正に飼養することにより、飼い猫の健康及び安全

を保持するとともに、飼い猫が人の身体及び財産に害を加えることのないように努めなければならない。

3 飼い主は、周辺の環境に配慮し、人と猫とが共生できる環境づくりに努めなければならない。

(飼い主の遵守事項)

第6条 飼い主は、飼い猫の飼養に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 餌及び水を適正に与えること。
 - (2) 疫病の予防及び健康の保持に必要な検査、予防接種、治療その他の措置を講ずること。
 - (3) 公共の場所、他人の土地、建物等を汚損させないようにすること。
 - (4) 飼い猫の排泄物を適正に処理すること。
 - (5) 屋内で飼養するよう努めること。
 - (6) 飼い猫がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難となるおそれがあるときは、その繁殖を防止するため、不妊去勢手術その他の必要な措置を講ずるように努めること。
 - (7) 飼い猫が自己の所有であることを明らかにするため、名札、マイクロチップ等の装着その他の必要な措置を講ずるように努めること。
 - (8) やむを得ず飼い猫を継続して飼養することが困難となった場合は、適正に飼養することができる者を見つけるよう努めなければならない。
- (飼い主のいない猫への餌やり等の禁止)

第7条 何人も、飼い主のいない猫（地域で適正な飼養管理を受けている猫を除く。）に対し、みだりに餌又は水を与えてはならない。

(遺棄の禁止)

第8条 何人も、みだりに猫を遺棄してはならない。

(指導又は勧告)

第9条 町長は第6条から前条までの規定に違反していると認められる者に対し、必要な措置を講ずるように指導することができる。

2 町長は、前項の規定による指導をした場合において、当該指導を受けた者がこれに従わないときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよ

うに勧告することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。